

指 導 監 査 基 準

(児童厚生施設編)

【令和5年度適用】

※以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知	略称
1	昭和22年12月12日 法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	令和3年3月26日 条例第13号「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	最低基準
3	昭和23年12月29日 厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	基準省令
4	平成2年8月7日 児発第123号「児童館の設置運営について」(最終改正:平成24年5月15日)	設置運営要綱
5	平成2年8月7日 児発第967号「児童館の設置運営について」(最終改正:平成16年3月26日)	局長通知
6	平成30年10月1日 子発1001第1号「児童館ガイドラインの改正について」	ガイドライン
7	平成15年5月30日 法律第57号「個人情報保護に関する法律」	個人情報保護法
8	平成3年5月15日 法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
9	昭和47年7月1日 法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	男女雇用機会均等法
10	昭和60年9月21日 社施第102号「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第102号通知
11	平成29年4月27日 雇発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(最終改正:令和4年3月14日)	雇発0427第7号通知
12	平成29年3月29日 雇発総0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	雇発総0329第1号通知
13	平成13年7月23日 雇発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(最終改正:平成30年3月30日)	雇発第488号通知

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に求める対応	指摘区分
A 理事会への付議が必要な事項 (=法人・施設運営に大きな影響を与える事項等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2)計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3)改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
B 理事会への付議を要しない事項 (=軽微な法令違反等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答	B-1-(1)
		(2)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)	理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
	2 改善を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)	口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

		目	次			
○児童厚生施設(児童館・児童センター)						
I	処遇			9	時間外労働及び休日労働協定	12
	1 児童福祉の基本理念	1		10	時間外労働及び休日労働に 対する割増賃金の支給	12
	2 活動内容	1～2		11	有給休暇	12
	3 健康・安全の状況	3		12	育児・介護休業規程	13
	4 感染症対策	3		13	監視又は継続的労働に従事する者に 対する適用除外許可申請	13
	5 個人情報保護及び秘密の保持	4		14	社会保険への加入	13
	6 苦情解決	5		15	健康診断の実施等職員の健康管理、 安全衛生管理体制の整備	13
	7 事故防止	5		16	職員研修及び職員の定着化	14
	8 安全対策	5～6		17	解雇	14
	9 サービスの質の評価等	7		V	非常災害対策	
II	設備			1	防火安全対策(火災)	14～15
	1 建物設備の状況	7～8		2	地震、津波災害対策	15～16
	2 衛生管理	8		3	風水害、土砂災害対策	16～17
III	運営			4	原子力災害対策	17
	1 組織・運営管理規程	8～9		5	備蓄品の確保	17
	2 職員配置	9～10		6	福祉避難所の指定等	18
	3 職場倫理	10		7	業務継続計画(BCP)の策定	18
IV	職員の処遇			VI	防犯対策	
	1 就業規則等の整備	10		1	防犯体制	18
	2 ハラスメントの防止	11		2	防犯対策の点検状況	18
	3 労働条件の明示	11		VII	その他	
	4 職員関係、帳簿の整備	11		1	現金・預金の管理等	18
	5 給与規程の作成	11		2	入札方法、契約手続等	19
	6 賃金の一部の控除協定	11		3	その他支出	19
	7 労働時間及び雇用管理等	11～12				
	8 休憩、休日	12				

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
I 処遇				
1 児童福祉の基本理念				
	<p>1 児童を権利をもつ主体として位置付け、その人格を尊重するとともに、児童の最善の利益の保障を第一義として活動を行っているか。</p> <p>【留意点】 児童館は、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。</p> <p>《「児童の権利に関する条約」の一般原則》 ①生命、生存及び発達に対する権利 ②児童の最善の利益 ③児童の意見の尊重 ④差別の禁止</p>	<p>児童の権利に関する条約第3条 児童福祉法第1条 最低基準第3条 (基準省令第5条) ガイドライン第1章1</p>	<p>(1)児童の権利及び人格を尊重した活動が行われていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
	<p>2 児童が自由に自己の意見を表明し、参加する権利を保障しているか。</p>	<p>児童の権利に関する条約第12条 児童福祉法第2条</p>	<p>(1)児童の意見表明権が保障されていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
	<p>3 児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>児童の権利に関する条約第2条 最低基準第3条 (基準省令第9条)</p>	<p>(1)特定の属性を有していること等を理由に、児童に対し差別的な取扱いをしているので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
2 活動内容				
	<p>1 利用児童の把握がされているか。 児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。</p> <p>【留意点】 利用対象児童は、すべての児童とする。 ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児、小学校1年～3年の少年及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすること。 児童センターにあつては、特に運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先すること。</p>	<p>局長通知 1(3)イ 最低基準第3条 (基準省令第14条) ガイドライン第6章3(2) ①</p>	<p>(1)利用児童の把握を適切に行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
	<p>2 遊びの指導が適切に行われているか。 (ア)児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮されているか。 (イ)運動遊びや劇遊び等が行われているか。 (ウ)遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導が行われているか。 (エ)幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的・継続的に行われているか。</p> <p>【留意点】 ①子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。 ②子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。 ③子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるよう援助すること。</p>	<p>局長通知 1(3)ウ ガイドライン第4章1 最低基準第3条 (基準省令第39条)</p>	<p>(1)遊びの指導を適切に行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>3 体力増進指導が適切に行われているか。(児童センター)</p> <p>(ア)児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮しているか。 なお、幼児の集団指導においては、母親の参加も得ることが望ましい。</p> <p>(イ)季節及び地域の実情に応じた指導計画を策定して行い、継続的に実施されているか。</p> <p>(ウ)身体虚弱な児童等を対象とする場合には、特に医師の意見を徴しているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容 運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。 また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。 なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。 ・指導の方法 体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者(ボランティア)の積極的な協力を得て行うものとする。 ・その他 体力増進活動が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。 	<p>局長通知 2(3)イ</p> <p>設置運営要綱 第3 3(3)7</p>	<p>(1)体力増進指導を適切に行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>4 年長児童指導が適正に行われているか。(児童センター)</p> <p>(ア)児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮されているか。</p> <p>(イ)地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得られているか。</p> <p>(ウ)年長児童と幼児・小学生等の利用が、円滑に行われるよう配慮されているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容 指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。 また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。 ・指導の方法 年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者(ボランティア)等の積極的な協力を得て行うものとする。 ・その他 年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規程においてもその指導に関して定めること。 	<p>局長通知 2(3)ウ</p> <p>設置運営要綱 第3 3(3)イ</p>	<p>(1)年長児童指導を適切に行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>5 地域社会及び関係機関等との連携を適切に行っているか。</p> <p>(ア)保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ているか。</p> <p>(イ)遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者(ボランティア)に協力を求めるとともに、その養成に努めているか。</p>	<p>局長通知 1(3)オ</p> <p>ガイドライン第8章</p>	<p>(1)関係機関との連携を適切に行っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 健康・安全の状況			
<p>1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。(使用期限、保管場所)</p> <p>【留意点】 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>①薬品……………消毒液、軟膏、湿布薬など。 ②包帯材料他…ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、包帯など。 ③器具他……………ピンセット、はさみ、体温計、冷却シート等、身体測定用具など。 ④薬品の管理…定期的に点検して、必要があれば新品と取替え古い物は捨てる。また、薬品名が不明のものは廃棄する。 ※AEDの設置が望ましい。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条)</p> <p>ガイドライン第7章1</p>	<p>(1)必要な医薬品等の整備・管理を適正に行うこと。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>2 救急対応を適正に行うために必要な措置を講じているか。</p> <p>(1)職員間及び嘱託医等との連携体制が整備されているか。</p> <p>(2)救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)の実技講習を定期的に行っているか。また、施設内で研修・訓練を行っているか。</p>	<p>ガイドライン第7章1</p> <p>「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R4.12.21 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1)職員間及び嘱託医等との連携体制が整備されていないので整備すること。</p> <p>(2)救急対応の実技講習を定期的に行っていないので受講すること。</p> <p>(3)救急対応の施設内訓練等を実施していないので実施すること。</p>	<p>A-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
<p>3 受動喫煙対策を講じているか。(施設内禁煙としているか。)</p> <p>※屋外の受動喫煙防止措置がとられた場所に限り、喫煙場所とすることができる。</p>	<p>健康増進法第29条</p>	<p>(1)受動喫煙対策が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
4 感染症対策			
<p>1 食中毒及び感染症対策は万全か。また、保健所と連携し助言指導を受けた場合は改善しているか。当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1)感染症の予防対策を講じているか。 (2)感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。 (3)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>【留意点】 ①社会福祉施設は集団生活の場であり、衛生管理上特に配慮を要するものである。当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(感染症マニュアルの作成、年1回以上の研修の実施等) ②メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、ノロウイルス等の施設内感染防止及び腸管出血性大腸菌等の食中毒などの防止については、万全を期すこと。 ③感染症等の発生時には、医療機関等との連携を図るとともに、速やかに主管部局及び保健所へ報告すること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条)</p> <p>ガイドライン第7章3</p> <p>「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(H17.2.22 雇児発第0222001号他)</p>	<p>(1)食中毒及び感染症の予防対策を講じていないので改善すること。</p> <p>(2)感染症発生時、速やかに保健所等に報告がされていないので改善すること。</p> <p>(4)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行っていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(2)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p>5 個人情報保護及び秘密の保持</p>			
<p>1 個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。 【具体的内容】 (1)利用目的をできる限り特定すること。 (2)本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合等は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならない。また、あらかじめその利用目的を公表している場合(事務所に掲示、ホームページへ掲載等)を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないこと。 (3)特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人(未成年者及び被後見人の場合は、法定代理人、知的障がい者の場合は本人及び家族)の同意を得ること。 (4)偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこと。</p>	<p>個人情報保護法第15～第27条 最低基準第3条 (基準省令第14条の2) ガイドライン第6章3(4)</p>	<p>(1)個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護について、保護者にあらかじめ文書等による同意をとること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>2 個人データの漏えいの防止等のため、必要かつ適切な措置を講じているか。 【具体的内容】 (1)個人情報保護に関する規程の整備、公表 (2)個人情報保護推進のための組織体制等の整備(管理者、監督者等の設置) (3)個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備 (4)入退館(室)管理の実施、機器等の固定等の物理的保護、アクセス管理等の技術的安全管理措置の実施 (5)従業員の個人情報保護に関する規程の整備 (雇用契約書や就業規則において在職中及び離職後の守秘義務を課することなど) (6)職員(派遣労働者、ボランティア、実習生を含む。)からの誓約書の徴取等 (7)従業員に対する教育研修の実施 (8)業務委託における個人情報の安全管理のための措置を盛り込んだ委託契約書の作成 (委託者が定める安全管理措置を受託者の義務とすることなど)</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」 (H28.11 個人情報保護委員会)(最終改正: R3.10)</p>	<p>(1)個人情報保護について必要な措置が不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>3 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供していないか。 【具体的内容】 (1)第三者に対し個人データを提供する場合には、本人の同意を得る必要がある。 (2)ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。 ア)法令に基づく場合。 イ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(急病のため、医師に状況を説明する場合等) ウ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合等) エ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (3)個人情報保護法第21条の規定に基づき利用目的として第三者に提供することを公表している場合であっても、第27条に基づき本人の同意が必要となる。</p>		<p>(1)個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人に同意をとること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>4 本人から保有個人データの開示を求められたときには、遅滞なく開示しているか。 【具体的内容】 (1)本人から保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく開示しなければならない。 (2)ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。 イ)当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 ウ)他の法令に違反することとなる場合。</p>		<p>(1)本人から保有個人データの開示請求を求められたときは、遅滞なく開示すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p>6 苦情解決</p> <p>1 苦情を受付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。 3 苦情の内容を記録しているか。 4 苦情の内容を公表しているか。</p> <p>【留意点】 社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置するなど、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p>	<p>社会福祉法第82条 最低基準第3条 (基準省令第14条の3)</p> <p>ガイドライン第6章3(5)</p> <p>「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(H12.6.7 児発第575号他)(最終改正:H29.3.7)</p>	<p>(1) 苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続を明確にすること。 (2) 苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置すること。 (3) 第三者委員を設置すること。 (4) 苦情解決の仕組み等を周知すること。 (5) 苦情内容の記録簿を整備すること。 (6) 苦情の有無及び解決結果等を公表すること。</p>	<p>A-1-(1) A-1-(2) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)</p>
<p>7 事故防止</p> <p>1 児童の事故防止のための取組みを行っているか。 ・事故の恐れのある場所等の再点検 ・職員の危機意識向上研修 ・点検事項遵守の定期的検証 ・事故防止、事故発生時対応マニュアル等の作成</p> <p>2 事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成しているか。かつ、事故防止、予防策の検討をし、職員全員に周知しているか。 3 損害賠償保険に加入しているか。 4 事故やケガについて家族等指定された連絡先に速やかに連絡・報告しているか。(体調不良等を含む。) 5 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町に報告しているか。</p>	<p>ガイドライン第6章3(2) ②、第7章1</p> <p>「児童福祉施設等における児童の安全確保について」(H13.6.15 児総発第402号)</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第40条)</p>	<p>(1) 事故防止のための取組みを行っていないので改善すること。 (2) 事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成すること。 (3) 事故やケガについて、速やかに連絡・報告すること。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)</p>
<p>8 安全対策</p> <p>1 児童の安全確保のための取組みを計画的に実施するための計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 (1) 安全計画を策定しているか。 【留意点】 ①安全計画では、児童館の設備の安全点検の実施に関する事、児童厚生員等の職員や児童に対し、施設内での活動時はもちろん、遠足等の施設外の活動時や、児童館が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組み等を確実に実施するための職員への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められる。 ②児童の安全確保に関する取組みを計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、①の取組みについての年間スケジュールを定める必要がある。 ③安全計画の作成に当たっては、児童館が行う児童の安全確保に関する取組みと実施時期を整理し、必要な取組みを安全計画に盛り込む必要がある。</p> <p>(2) 安全計画について職員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 児童の保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取組みの内容等を周知するよう努めているか。 (4) 定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R4.12.21 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1) 安全計画が策定されていないので策定すること。 (2) 安全計画が職員に周知されていないので周知すること。 (3) 安全計画に基づく研修及び訓練が定期的実施されていないので実施すること。 (4) 児童の保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取組みの内容等を周知していないので周知するよう努めること。 (5) 定期的な安全計画の見直し及び必要に応じた安全計画の変更が行われていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2) B-1-(2) B-2 B-1-(2)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>2 施設・設備等の安全管理が適切に行われているか。</p> <p>(1)施設・設備等の安全点検が定期的に行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>① 備品、遊具等や防火設備、避難経路等は定期的に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録した上で、改善すべき点があれば速やかに改善すること。特に、児童の日常の遊びや生活に使用される設備等については、毎日点検し、必要な補修等を行うこと。</p> <p>②点検先は、事業所・施設内のみならず、公園など定期的に利用する場所も含むこと。</p> <p>(2)屋外遊具の安全点検が適切に行われているか。(屋外遊具を設置している場合に限る。)</p> <p>【留意点】</p> <p>①屋外遊具については、特に可動・回転系の遊具の可動部品の劣化、木製遊具の腐食等、鉄製遊具のサビ等による事故が多いことから、職員が日常的に定期点検を行うとともに、専門業者により年1回以上の詳細な点検を行うこと。</p> <p>②詳細な点検は、遊具の安全基準や規格などを熟知した専門業者により実施される必要があることから、(一社)日本公園施設業協会策定の「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」に基づき点検を実施できる技術者等により実施すること。また、点検業務の委託に当たっては、点検を実施する技術者の資格要件を仕様書に明記するなど、専門業者による点検が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>③施設長は、専門業者による点検への立会い等を通じて点検方法等の理解に努めるとともに、職員に対する遊具の危険箇所の周知や安全教育の実施等により、施設の安全管理に対する共通理解を深めることが望ましい。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」 (H20.8.29 雇児総発第0829002号、障障発第0829001号)</p>	<p>(1)施設・設備等の定期的な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2)施設・設備等の点検項目が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)屋外遊具について年1回以上の詳細な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(4)屋外遊具の詳細な点検について、点検業務を適正に実施できる者により行われていないので改善すること。</p> <p>(5)職員による屋外遊具の定期点検が実施されていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>3 児童の安全管理に関するマニュアルを策定し、職員に共有しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>以下の事項についてマニュアルにより可視化し、児童館の運営に関係する全ての職員に共有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動時において、児童の動きを把握し、必要な声かけを行うなどの事故防止等に向けた取組みについて、職員間の役割分担を構築すること。 ・遊具を使用した活動や施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面で職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。 ・緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事・ケガ(119番通報)等)を想定した役割分担の整理と掲示、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。 	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R4.12.21 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1)児童の安全管理に関するマニュアルが策定されていないので策定すること。</p> <p>(2)児童の安全管理に関するマニュアルの職員への共有が不十分なので全職員に共有すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>4 児童及び保護者への安全指導等を実施しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①児童への安全指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること。 ・乳幼児の保護者に対して、家庭における安全教育に関する情報提供を行うこと。 ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。 <p>②保護者への説明・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対し、安全計画やマニュアル等の安全に関する取組みの内容を周知・共有すること。 ・安全計画及び園が行う安全に関する取組みの内容について、公表しておくことが望ましいこと。 		<p>(1)児童及び保護者への安全指導等が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2)児童及び保護者への安全指導等の取組み内容が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>5 施設外での活動、取組み等のための移動のために自動車を運行する場合は、児童の乗降車の際に点呼等により児童の所在を確認しているか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の4)</p>	<p>(1)乗車・降車時に点呼等により児童の所在を確認していないので確認すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
9 サービスの質の評価等				
	<p>1 福祉サービスの第三者評価受審等、サービスの質向上のための取組みをしているか。</p> <p>【留意点】 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける利用者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</p>	<p>社会福祉法第78条 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(H26.4.1雇児発0401第12号他)(最終改正:H30.3.26)</p>	<p>(1)サービス評価等、サービスの質の向上のための取組みを行うこと。</p>	B-2
II 設備				
1 建物設備の状況				
	<p>1 建物の広さが基準面積を下回っていないか。 (児童館) 原則として217.6㎡以上 ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合は185.12㎡以上 (児童センター) 原則として336.6㎡以上 ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合は297㎡以上</p>	<p>設置運営要綱 第23(1)イ、第33(1)7</p>	<p>(1)建物の広さが基準面積を下回っているので改善すること。</p>	A-1-(1)
	<p>2 必要な設備が備わっているか。 (児童館)・集会室、遊戯室、図書室、便所、事務執行に必要な設備、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室、児童クラブ室を設けること。 ※他の社会福祉施設等を併設する場合は、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について共用可能 ・適当な広場を有すること。 (児童センター)・児童館の設備に加え、遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。 ・野外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。 ・器材については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等。 ・年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品。(児童館も)</p> <p>【留意点】 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。</p>	<p>設置運営要綱 第23(1)ア、第33(1)イ 最低基準第3条 (基準省令第37条) ガイドライン第6章1</p>	<p>(1)必要な設備が不足しているので改善すること。</p>	A-1-(1)
	<p>3 設備構造、施設内外に危険な箇所はないか。清潔であるか。 居室、便所等設備が清潔であるか。危険でないか。 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。危険でないか。</p> <p>【留意点】 児童福祉施設の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第5条、第10条)</p>	<p>(1)構造設備に危険な箇所があるので改善すること。 (2)衛生管理が不十分であるので改善すること。</p>	B-1-(1) B-1-(2)
	<p>4 エレベーターの定期検査を行っているか。</p> <p>【留意点】 エレベーターの点検を行い、記録しておくこと。 建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 エレベーター 毎年実施</p>	<p>建築基準法第12条第3項 建築基準法施行細則第7条</p>	<p>(1)定期検査を行っていないので実施すること。(対象施設)</p>	B-1-(2)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>5 屋外遊具は安全管理ができていますか。</p> <p>【留意点】 屋外遊具については、特に可動・回転系の遊具の可動部品の劣化、木製遊具の腐食等、鉄製遊具のサビ等による事故が多い。</p> <p>職員が日常的に定期点検を行い、専門業者により年1回以上詳細な点検を行うこと。</p>	<p>ガイドライン第7章1(2) 「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」 (H20.8.29 雇児総発第0829002号、障障発第0829001号)</p>	<p>(1)屋外遊具について年1回以上詳細な点検がされていないので実施すること。</p> <p>(2)職員による定期点検がされていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
2 衛生管理				
	<p>1 水道施設について、適正な管理が行われているか。 小規模受水槽水道、飲用井戸等、条例水道、簡易専用水道、専用水道のそれぞれの基準に適合した管理がされているか。 (水道直結方式で受水槽が無い施設は非該当)</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条) 水道法第19条、第20条、第22条、第34条の2</p>	<p>(1)水道法等に定める水槽の掃除等の衛生管理を実施すること。(対象施設)</p>	B-2
	<p>2 水道施設について、必要な検査が行われているか。</p>	<p>愛媛県水道条例第8条、第9条、同施行規則第8条、第9条</p> <p>愛媛県飲用井戸等衛生対策要領(H26.4.1 環第1号 愛媛県県民環境部長)</p>	<p>(1)水道法等に定める定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)</p>	B-2
	<p>3 浄化槽を使用している場合、適正に保守点検、清掃及び水質検査が行われているか。 (浄化槽が無い施設は非該当)</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条) 浄化槽法第10条 浄化槽法第11条</p>	<p>(1)浄化槽の定期的な点検及び清掃を実施すること。(対象施設)</p> <p>(2)浄化槽の定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)</p>	<p>B-2</p> <p>B-2</p>
III 運営				
1 組織・運営管理規程				
	<p>1 運営管理規程又はこれに代わる規程を整備しているか。</p> <p>児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規程する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報の管理等の法令遵守に努めること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第13条)</p> <p>ガイドライン第6章3(4)</p>	<p>(1)運営管理規程等を整備していないので整備すること。</p>	A-1-(1)
	<p>2 運営委員会(運営協議会)を設置しているか。 児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。</p>	<p>設置運営要綱 第2 3(3)ウ 局長通知 1(3)7</p> <p>ガイドライン第6章3(3)</p>	<p>(1)運営委員会を設置し、その意見を聞くこと。</p>	A-1-(1)
	<p>3 開館日・開館時間は対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の实情に応じて設定しているか。 (ア)一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮しているか。 (イ)母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用について配慮しているか。 (ウ)日曜・祝祭日の利用は適宜定めているか。</p> <p>【留意点】 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。</p>	<p>設置運営要綱 第2 3(3)7 局長通知1(3)エ</p> <p>ガイドライン第6章3(1)</p>	<p>(1)開館日・開館時間は地域の实情に応じて定めること。</p>	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>4 業務(事業)日誌を作成しているか。</p> <p>【留意点】 施設の現状を的確に把握するため、業務(事業)日誌は施設日常業務を一覧できる内容である必要がある。 《必要事項》 ①利用者の特記事項 ②行事 ③利用者の状況(現員、外泊等) ④職員の状況(休暇、出張) ⑤その他</p>	最低基準第3条 (基準省令第14条)	(1)業務(事業)日誌が未作成であるので作成すること。	B-1-(1)
	<p>5 各職員の職務分掌は明確になっているか。 ※職員の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	最低基準第3条 (基準省令第13条)	(1)職務分掌を作成すること。	B-2
2 職員配置				
	<p>1 児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が2名以上置かれているか。 資格基準は満たされているか。 ・児童厚生員の資格 ①基準省令第38条第2項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) ②保育士 ③社会福祉士 ④学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ⑤教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 ⑥次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては都道府県知事)が適当と認めたもの ・大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ・大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>設置運営要綱第23(2)</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第38条)</p> <p>ガイドライン第6章3(6)</p>	<p>(1)職員の配置が不適切であるので改善すること。</p> <p>(2)資格を要する職種に有資格者が勤務していないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p>
	<p>2 児童厚生員の職務 (ア)子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握しているか。 (イ)子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の主体的な成長を支援しているか。 (ウ)発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行っているか。 (エ)地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備しているか。 (オ)児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町や児童相談所と協力しているか。</p>	ガイドライン第5章3	(1)児童厚生員の職務を果たしていないので改善すること。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	(カ)子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにしているか。 (キ)子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めているか。			
3	施設長の資格 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたもの。 国公立の施設にあつては、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。	「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」(S47.5.17 社庶第83号) (最終改正:H11.3.30)	(1)施設長の資格要件を満たしていないので改善すること。	A-1-(1)
4	施設長の職務 (ア)児童館の運営を統括しているか。 (イ)児童厚生員が業務を円滑に遂行できるよう指導しているか。 (ウ)子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の充実に努めているか。 (エ)利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の充実を図っているか。 (オ)子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努めているか。 (カ)必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しているか。	ガイドライン第5章2	(1)施設長の職務を果たしていないので改善すること。	B-1-(1)
5	(児童センター)必要に応じ、専門的な知識を有する職員を置いているか。 体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的な知識を有する者等を置くことが望ましい。	設置運営要綱 第3 3(2)	(1)児童センターに必要な専門的知識を有する者を置くことが望ましいので検討すること。	B-1-(2)
3 職場倫理				
1	職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守しているか。 (ボランティアも同じ) 倫理内容 (ア)子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。 (イ)国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。 (ウ)子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。 (エ)個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。 (オ)保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。	ガイドライン第5章4	(1)職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守すること。	B-1-(1)
IV 職員の処遇				
1 就業規則等の整備				
1	就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	労働基準法第89条、第90条	(1)就業規則を作成すること。	A-1-(1)
2	就業規則等の作成手続等は、適切であるか。		(2)労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
3	職員への周知が行われているか。			
4	性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	男女雇用機会均等法第6条	(1)性別による差別的取扱いをしないこと。	B-1-(1)
5	妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。	男女雇用機会均等法第12条、第13条	(1)保健指導を受けるための時間を確保すること。	B-1-(1)
6	保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。 ※女性労働者が保健指導又は健康審査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。又、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。		(2)勤務の軽減等必要な措置を講ずること。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p>2 ハラスメントの防止</p> <p>1 職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)・セクシャルハラスメント(セクハラ)等の防止のための措置を講じているか。また、パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。 (1)施設の方針等を明確化し、職員に周知・啓発しているか。 (2)相談窓口を設置する等、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。 (3)事実関係を確認し、事後の迅速かつ適切な対応に努め、再発防止に向けた措置を講じているか。 (4)相談者・行為者等のプライバシーを保護する措置を講ずるとともに、相談したこと等を理由に不利益な取扱いをされない旨を職員に周知・啓発しているか。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条 育児・介護休業法第25条</p>	<p>(1)パワハラ・セクハラ等の防止のための措置を講ずること。 (2)パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っているので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1)</p>
<p>3 労働条件の明示</p> <p>1 職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。 2 非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。 3 職員から無期労働契約への転換申込みがあった場合、転換した後の労働条件は、原則として、申込み時の有期労働契約と同一の労働条件となっているか。書面で記録を残すことが望ましい。</p>	<p>労働基準法第15条 労働契約法第18条</p>	<p>(1)職員の採用時に労働条件を明示すること。 (2)非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示すること。 (3)無期労働契約への転換後の労働条件が不合理なものとなっているので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)</p>
<p>4 職員関係、帳簿の整備</p> <p>1 職員へ辞令を交付しているか。 2 職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成しているか。 3 給与(賃金)台帳を整備しているか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条) 労働基準法第107条～第109条</p>	<p>(1)職員へ辞令を交付すること。 (2)職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成すること。 (3)給与(賃金)台帳を整備すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)</p>
<p>5 給与規程の作成</p> <p>1 給与規程を作成して、労働基準監督署に届出をしているか。 2 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。 3 給与規程等に従って運用されているか。</p>	<p>労働基準法第89条第2号</p>	<p>(1)給与規程を整備すること。 (2)労働基準監督署に届け出ること。 (3)給与及び諸手当の支給基準を明確にすること。 (4)給与規程等に従って運用すること。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)</p>
<p>6 賃金の一部の控除協定</p> <p>1 労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結しているか。 2 協定に従って運用されているか。</p>	<p>労働基準法第24条</p>	<p>(1)労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結すること。 (2)協定に従って運用すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1)</p>
<p>7 労働時間及び雇用管理等</p> <p>1 労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させていないか。 また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させていないか。 2 労働基準法第32条の2に基づく1か月変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 3 労働基準法第32条の4に基づく1年間変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 4 協定等に従って運用されているか。 5 短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、不合理な待遇差を設けていないか。 また、差別的な取扱いをしていないか。 【留意点】 ①不合理な待遇差の禁止 職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止 ②差別的取扱いの禁止 職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止</p>	<p>労働基準法第32条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条、第9条</p>	<p>(1)休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させないこと。 (2)1か月変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。 (3)1年間変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。 (4)協定等に従って運用すること。 (5)基本給や賞与において、短時間・有期労働者と通常の労働者(正職員)との間に不合理な待遇差が認められるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>6 短時間・有期雇用労働者の雇い入れ時に、雇用管理上の措置の内容について説明しているか。 【留意点】 説明事項：①不合理な待遇の禁止、②差別的取扱いの禁止、③賃金の決定、④教育訓練の実施、⑤福利厚生施設、⑥通常の労働者への転換</p> <p>7 短時間・有期雇用労働者から「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて説明を求められた場合、適切に対応しているか。また、説明を求めた労働者に対して不利益な取扱いを行っていないか。</p>	<p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第14条</p>	<p>(6)短時間・有期雇用労働者を雇い入れる時には、必要な事項を説明すること。</p> <p>(7)通常の労働者(正職員)との待遇差について、短時間・有期雇用労働者から説明を求められた場合は、説明を行うこと。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>8 休憩、休日</p>			
	<p>1 労働基準法第34条及び第35条に基づき、休憩、休日が適正に与えられているか。</p> <p>2 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めているか。</p>	<p>労働基準法第34条、第35条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条</p>	<p>(1)法に基づいた休憩、休日を適正に与えること。</p> <p>(2)前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
	<p>9 時間外労働及び休日労働協定</p>			
	<p>1 労働基準法第36条に基づく「時間外労働及び休日労働に関する協定」(いわゆる三六協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 協定に従って運用されているか。</p> <p>3 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しているか。 【留意点】 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。 ①使用者又は労働時間の管理者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。 ②タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。 やむを得ず自己申告により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合は、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて実態調査を実施することなど、労働時間の適正な把握のための措置を講ずる必要がある。</p> <p>4 労働時間の記録に関する書類を保存しているか。</p>	<p>労働基準法第36条 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(H29.1.20 厚生労働省)</p>	<p>(1)「時間外労働及び休日労働に関する協定」(いわゆる三六協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>(2)協定に従って運用すること。</p> <p>(3)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること。</p> <p>(4)労働時間に関する記録が保存されていないので保存すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>10 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金の支給</p>			
	<p>1 労働基準法第37条に基づき、時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金が支給されているか。</p>	<p>労働基準法第37条</p>	<p>(1)時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金を支給すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
	<p>11 有給休暇</p>			
	<p>1 労働基準法第39条に基づき、適正な有給休暇制度が導入されているか。</p> <p>2 就業規則に時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について、記載しているか。</p> <p>3 法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である職員に対して、その日数のうち年5日について確実に取得させているか。</p>	<p>労働基準法第39条、第89条</p>	<p>(1)適正な有給休暇制度を導入すること。</p> <p>(2)就業規則に時季指定の規定がないので記載すること。</p> <p>(3)対象職員について、年5日確実に取得させること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
12 育児・介護休業規程			
<p>1 育児・介護休業等について、育児・介護休業規程を整備して(就業規則に規定し可)、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 規程等に従って運用されているか。</p> <p>3 育児・介護休業及び短縮措置について職員に周知しているか。</p> <p>4 育児休業及び出生時育児休業制度に係る個別の周知・意向確認及び雇用環境の整備を行っているか。 【留意点】 ①個別の周知・意向確認について 内容…制度、申出先、育児休業給付に関する事、期間中の社会保険料の取扱い 方法…面談(オンライン可)、書面交付、FAX・電子メール等(労働者が希望した場合のみ) ②雇用環境の整備について(次のいずれかの措置を講ずること) 研修の実施、相談窓口設置、事例収集・提供、制度と育児休業取得促進に関する方針の周知</p> <p>5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和に係る育児・介護休業規程の見直しを行っているか。「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件の撤廃)</p> <p>6 出生時育児休業制度について、育児・介護休業規程に規定しているか。 また、出生時育児休業及び育児休業を分割して2回取得可能としているか。</p>	<p>労働基準法第89条</p> <p>育児・介護休業法第5条～第10条、第12条、第21条</p> <p>出生時育児休業制度</p>	<p>(1)育児・介護休業規程を整備すること。 規程内容の不備を是正すること。</p> <p>(2)規定等に従って運用すること。</p> <p>(3)職員に周知すること。</p> <p>(4)育児休業及び出生時育児休業制度に係る個別の周知・意向確認を行い、記録を保管すること。</p> <p>(5)育児休業及び出生時育児休業制度に係る雇用環境の整備を行うこと。</p> <p>(6)育児・介護休業規程の見直しを行うこと。</p> <p>(7)出生時育児休業制度に関する規程を整備すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
13 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請			
<p>1 労働基準法第41条に基づき、監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けているか。</p> <p>2 許可の内容に従って運用されているか。</p>	<p>労働基準法第41条</p>	<p>(1)監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けること。</p> <p>(2)許可の内容に従って運用すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
14 社会保険への加入			
<p>1 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)に加入しているか。</p>	<p>健康保険法第3条 厚生年金保険法第6条 雇用保険法第5条 労働者災害補償保険法第3条</p>	<p>(1)社会保険に加入すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
15 健康診断の実施等職員の健康管理、安全衛生管理体制の整備			
<p>1 健康診断(雇入れ時、定期)が適正に行われているか。 (1週間の労働時間が通常の労働者の4分の3以上の者は必須、2分の1以上である短時間労働者には健康診断を受診させるのが望ましいとされている。) ※ 休職(休業)中のため定期健康診断を実施しなかった者については、復職(休業等終了)後、速やかに定期健康診断を実施しなければならない。</p> <p>2 健康診断記録が整備されているか。</p> <p>3 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制が適正に整備されているか。</p>	<p>労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条～第47条、第51条</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第12条)</p> <p>「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(H31.1.31 基発0130第1号他)</p>	<p>(1)健康診断(雇入れ時、定期)を適正に行うこと。</p> <p>(2)健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので改善すること。</p> <p>(3)健康診断記録を適正に整備すること。</p> <p>(4)衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制を適正に整備すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
16 職員研修及び職員の定着化				
1	職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	最低基準第3条 (基準省令第7条の2) 社会福祉法第90条第1項 ガイドライン第5章5	(1)職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保すること。	B-1-(1)
2	職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。		(2)職員の確保及び定着化に積極的に取り組むこと。	B-1-(1)
3	職場環境向上のためにパワハラやセクハラに関する研修を実施しているか。		(3)パワハラやセクハラに関する研修の実施を検討すること。	B-2
17 解雇				
1	解雇の手続きは適正に行われているか。	労働基準法第20条	(1)解雇の手続きを適正に行うこと。	A-1-(1)
V 非常災害対策				
1 防火安全対策(火災):(1)防火管理体制				
1	防火管理者を選任し、届け出ているか。	消防法第8条 消防法施行令第3条 消防法施行規則第3条の2 消防法8条の3	(1)防火管理者を選任し届け出していないので届け出ること。	B-1-(1)
2	管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。		(2)管理的あるいは監督的地位にある者を選任していないので改善すること。	B-1-(1)
3	カーテン、じゅうたん等は防火性能を有しているか。		(3)カーテン、じゅうたん等は防火性能を有する製品にすること。	B-1-(1)
(2)消防計画(施設防災計画)				
1	消防計画(施設防災計画)を作成し、所轄消防署に届け出ているか。 変更の届出をしているか。	消防法第8条 消防法施行規則第3条	(1)消防計画(施設防災計画)を作成していないので作成すること。	B-1-(1)
2	消防計画(施設防災計画)を施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 (1)消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成する。所轄の消防署に届け出る必要がある。 (2)少人数(消防法で規定されている)の場合には届出の必要性はないが、事業所ごとの防災計画は必要である。		最低基準第4条	(2)消防計画を所轄消防署に届け出ないで改善すること。 (3)消防計画(施設防災計画)の内容に不備があるので改善すること。 (4)消防計画(施設防災計画)を掲示していないので掲示すること。
(3)消防署立入検査				
1	消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	消防法第4条	(1)消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていないので改善すること。 (2)消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分であるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
(4)訓練の実施				
1	非常災害に対する訓練を法令・通知等で定められている回数以上実施しているか。 【留意点】 避難訓練及び消火訓練は、少なくとも月1回以上実施しなければならない。 なお、避難訓練には地震、津波、風水害等を想定したものを含み、不審者を想定したものを除く。	消防法施行令第3条の2第2項 最低基準第4条	(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施すること。 (2)実施方法が不適切であるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
2	訓練結果の記録の整備をしているか。 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。		消防法施行規則第4条の2の4	(1)訓練記録を整備すること。 (2)訓練記録が不十分であるので是正すること。

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
(5)保安設備				
1	消防用設備等の点検及び報告をしているか。 (1)防火管理者は、消防用設備等の点検及び整備が義務付けられている。 (2)消防法第17条の3の3に、消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務付けられている。	消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項 消防法施行規則第31条の6	(1)消防用設備等の点検及び報告をしていないので実施すること。	B-1-(1)
2	消防用設備等の自主点検をしているか。 ※消防用設備等の点検及び整備を行い、年1回消防署へ届け出ること。外部の有資格業者に委託して行うこともできる。(保守契約必要)	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6	(1)消防用設備等の自主点検をしていないので実施すること。	B-1-(1)
3	点検後の不良箇所は改善しているか。	消防法第17条第1項	(1)点検後の不良箇所を改善していないので実施すること。	B-1-(1)
4	消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置しているか。	最低基準第4条	(1)非常災害に必要な設備を設置していないので設置すること。	B-1-(1)
5	非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員50人以上の場合に設置 ②非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員20人以上50人未満の場合に設置	消防法施行令第24条	(1)非常警報器具又は非常警報設備が未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
6	消防機関へ通報する設備を設置しているか。 自動火災報知機等を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①自動火災報知機設備…延面積が300㎡以上の防火対象物 ②消防機関へ通報する火災報知設備…延面積が500㎡以上の防火対象物 ③漏電火災報知機…延面積が300㎡以上で、又は契約電気量50Aを超える防火対象物で、特定の場所を準不燃材以外の材料で造ったもの	消防法施行令第21条、第22条、第23条	(1)消防機関へ通報する設備を未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
2 地震、津波災害対策: (1) 施設防災計画等				
1	地震、津波が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条	(1)施設防災計画を策定していないので策定すること。 (2)施設防災計画を掲示していないので掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
2	施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員等に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(2)
3	避難、救出等の必要な訓練を行っているか。		(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
	5 津波災害警戒区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	津波防災地域づくり法第71条	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	6 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2
	(2)耐震対策			
	1 耐震診断が義務付けられている建築物に該当する場合、耐震診断が実施されているか。 昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの ・耐震診断義務付け対象建築物 階数2以上かつ5,000㎡以上 ・指示対象となる特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ2,000㎡以上 ・特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ1,000㎡以上 【留意点】 現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物に対し、耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられていること。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号、第15条第2項、附則第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条、第8条、附則第2条	(1)耐震診断を実施していないので実施すること。	B-1-(1)
	2 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が行われているか。		(1)耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行っていないので行うこと。	B-1-(1)
	3 地震時の総合的な安全対策が行われているか。 【留意点】 ・窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止 ・ブロック塀の倒壊防止 等		(1)総合的な安全対策を行うこと。	B-1-(1)
	3 風水害、土砂災害対策:(1)施設防災計画			
	1 風水害、土砂災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(H29.6 厚生労働省、国土交通省)	(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員及び入所者に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	3 避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	最低基準第4条	(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
(2)危険区域の指定等			
<p>1 指定区域に所在しているか否かを点検・確認を行っているか。 ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流発生危険渓流、なだれ危険箇所、ため池注意箇所、災害危険区域、宅地造成工事規制区域</p> <p>2 土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。</p> <p>3 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。</p>	<p>社施第102号通知</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2</p> <p>水防法第15条の3</p>	<p>(1)指定区域に所在しているか否かを点検・確認すること。</p> <p>(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。</p> <p>(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1) B-2</p>
4 原子力災害対策			
<p>1 原子力災害対策重点区域に所在しているか否かを把握しているか。 PAZ(原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域:伊方町) UPZ(原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域:伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)</p> <p>2 原子力災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。</p> <p>3 組織体制が整備されているか。 重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めているか。 ※重点市町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)(以下同じ。)</p> <p>4 緊急連絡体制を整備しているか。 重点市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めているか。</p> <p>5 重点市町の協力を得て、施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的に行っているか。</p> <p>6 利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めているか。</p>	<p>「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」(R4.2修正版)(第2編第8章 2-8-5 3社会福祉施設等管理者の活動)</p> <p>「社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」作成ガイドライン」(H25.4 愛媛県保健福祉部)</p> <p>最低基準第4条</p>	<p>(1)重点区域に所在しているか否かを把握すること。</p> <p>(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。</p> <p>(1)組織体制を整備すること。</p> <p>(1)緊急時連絡体制を整備すること。</p> <p>(1)防災教育及び定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(1)利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1) B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
5 備蓄品の確保			
<p>1 災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めているか。</p> <p>2 備蓄品の適正管理に努めているか。</p>	<p>最低基準第4条</p>	<p>(1)災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めること。</p> <p>(1)備蓄品リスト等を作成し、適切に管理すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 福祉避難所の指定等				
1	福祉避難所について、制度(又は指定されていること)を認識しているか。	愛媛県地域防災計画 災害対策基本法第49条の7	(1)制度の認識に努めること。	B-1-(1)
7 業務継続計画(BCP)の策定				
1	業務継続計画(BCP)を策定しているか。また、定期的に業務継続計画の見直しを行っているか。 【留意点】 非常災害時におけるBCPだけではなく、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておく必要がある。 【参考】 「児童福祉施設等における業務継続計画等について」(R4.12 厚生労働省事務連絡)において、業務継続計画の策定等の参考資料として、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」や業務継続計画のひな形などが示されているので、必要に応じて参照すること。	最低基準第3条 (基準省令第9条の3) 愛媛県防災対策基本条例第19条	(1)業務継続計画(BCP)を策定すること。 (2)作成後も定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。 (3)業務継続計画の内容を職員に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(2) B-1-(2)
2	業務継続計画の内容を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。		(4)業務継続計画に関して、必要な研修及び訓練を実施していないので実施するよう努めること。	B-1-(2)
VI 防犯対策				
1 防犯体制				
1	来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認すること。	B-1-(2)
2	防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。 【留意点】 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力を得ること。		(2)防犯講習や防犯訓練を定期的実施すること。	B-1-(2)
3	門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。		(3)門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検すること。	B-1-(2)
4	施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者や家族に対して注意喚起を行っているか。		(4)危険箇所を把握し、注意喚起を行うこと。	B-1-(2)
5	施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。		(5)施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。	B-1-(2)
2 防犯対策の点検状況				
1	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(平成28年10月)に基づき、実情に応じた点検項目についてチェックリストを作成しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)チェックリストを作成すること。	B-1-(2)
VII その他				
1 現金・預金の管理等				
1	現金・預金の残高管理や通帳・印鑑等の管理は適正か。 【留意点】 現金、通帳及び印鑑は、金庫等鍵のかかる場所で保管しているか。通帳と通帳印は、別々の者が管理しているか。(一人で取り扱えるようになっていないか。)	雇児発第0427第7号通知 「社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について」 (H31.3.27 30保第1334号愛媛県保健福祉部長通知)	(1)現金・預金の残高管理や通帳・印鑑の管理が適正でないのは是正すること。	B-1-(1)
2	会計事務を相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されているか。		(1)会計事務を相互に牽制できる事務分掌又は職務権限が確立されていないのは是正すること。	B-1-(1)

児童厚生施設(児童館・児童センター)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2 入札方法、契約手続等				
	1 稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	雇児発第0427第7号通知	(1) 稟議書等で意思決定の過程が明確になっていないので改善すること。	B-1-(2)
	2 予定価格が適正に設定されているか。		(1) 予定価格が適正に設定されていないので改善すること。	B-1-(2)
	3 契約書又は請書等の必要書類が作成されているか。	雇児総発0329第1号通知	(1) 契約書又は請書が作成されていないので作成すること。	B-1-(2)
	4 随意契約とする理由が明示されているか。		(1) 随意契約とする理由を明示されていないので改善すること。	B-1-(2)
3 その他支出				
	1 不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。 【留意点】 いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生じることがないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合すること。 また、金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか確認すること。	雇児発第488号通知	(1) 不適切な会計支出が認められたので是正すること。 (2) ○○の支出において、不明瞭なものが見受けられるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)